

新潟県条例第45号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占 用 物 件		占 用 料	所 在 地		占 用 物 件		占 用 料	所 在 地	
			単 位					単 位	
			市	町村				市	町村
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	(略)	590	470	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	(略)	540	420
	第2種電柱		900	730	第2種電柱		830	640	
	第3種電柱		1,200	980	第3種電柱		1,100	870	
	第1種電話柱		530	420	第1種電話柱		480	370	
	第2種電話柱		840	680	第2種電話柱		770	600	
	第3種電話柱		1,200	930	第3種電話柱		1,100	820	
	その他の柱類		53	42	その他の柱類		48	37	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
	地下に設ける電線その他の線類		(略)	3	地下に設ける電線その他の線類		(略)	2	
	路上に設ける変圧器	(略)	510	410	路上に設ける変圧器	(略)	470	370	
地下に設ける変圧器	(略)	320	250	地下に設ける変圧器	(略)	290	220		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	1,100	850	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	960	750		
郵便差出箱及び信書便差出箱		440	360	郵便差出箱及び信書便差出箱		400	310		
広告塔	(略)	(略)	860	広告塔	(略)	(略)	920		
その他のもの	(略)	1,100	850	その他のもの	(略)	960	750		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	47	38	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	43	34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		63	51	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58	45	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		130	100	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120	90	
	外径が0.4メートル以上1		320	250	外径が0.4メートル以上1		290	220	

	メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの			630	510
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	(略)	(略)	3
				11	8
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	840	680
	その他のもの	上空に設けるもの	(略)	530	420
		地下に設けるもの		320	250
	その他のもの			1,100	850
法第32条第1項第4号に掲げる施設			(略)	1,100	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		

	メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの			580	450
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	(略)	(略)	2
				10	7
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	770	600
	その他のもの	上空に設けるもの	(略)	480	370
		地下に設けるもの		290	220
	その他のもの			960	750
法第32条第1項第4号に掲げる施設			(略)	960	750
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		

設	の	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
		上空に設ける通路	940	430	
		地下に設ける通路	560	260	
		その他のもの	1,100	850	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	86	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	(略)	86
		その他のもの	(略)	(略)	860
	標識	(略)	840	680	
旗ざお	(略)	その他	(略)	(略)	86
		幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	(略)	(略)	86
アーチ	車道を横断するもの	(略)	(略)	860	
		その他	940	430	
政令第7条第2号に掲げる工作物	(略)	1,100	850		

設	の	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
		上空に設ける通路	970	460	
		地下に設ける通路	580	280	
		その他のもの	960	750	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	92	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	(略)	92
		その他のもの	(略)	(略)	920
	標識	(略)	770	600	
旗ざお	(略)	その他	(略)	(略)	92
		幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	(略)	(略)	92
アーチ	車道を横断するもの	(略)	(略)	920	
		その他	970	460	
政令第7条第2号に掲げる工作物	(略)	960	750		

政令第7条第3号に掲げる施設		(略)	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		政令第7条第3号に掲げる施設		(略)	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額			
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	(略)	86	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	(略)	92		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110	85	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			96	75		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		
	階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額			
その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額					
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額		
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額		
政令第7条第11号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		Aに <u>0.015</u> を乗じ	Aに <u>0.022</u> を乗じ	政令第7条第11号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		Aに <u>0.016</u> を乗じ	Aに <u>0.023</u> を乗じ		

掲げる 応急仮 設建築 物	設けるもの	て得た 額	て得た 額	掲げる 応急仮 設建築 物	設けるもの	て得た 額	て得た 額
	上空に設ける もの	Aに <u>0.022</u> を乗 じて得た額			上空に設ける もの	Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗 じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
政令第7条第12号に掲 げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗 じて得た額		政令第7条第12号に掲 げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
政令第 7条第 13号に 掲げる 施設	トンネルの上 又は自動車専 用道路（高架 のものに限 る。）の路面下 に設けるもの	Aに <u>0.015</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.022</u> を乗じ て得た 額	政令第 7条第 13号に 掲げる 施設	トンネルの上 又は自動車専 用道路（高架 のものに限 る。）の路面下 に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.023</u> を乗じ て得た 額
	上空に設ける もの	Aに <u>0.022</u> を乗 じて得た額			上空に設ける もの	Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗 じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。